

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
株式会社ユトリ 行動計画

社員が仕事と家庭を両立させることができ、すべての社員が働きやすい環境を作ることにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年11月1日～令和8年10月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、有給休暇取得率を80%以上にする。(女性活躍推進法・次世代法)

<対策>

●令和6年11月～

特定のスタッフに業務が集中しないよう、業務を平準化し、繁忙期でも他のスタッフがサポートできる体制を作る。

個人ごとに取得日数を確認し、低取得者に対し取得促進を図る。

目標2：計画期間内に、育児休業取得率および育児休業を取得した従業員の職場復帰率を100%に維持する。(次世代法)

<対策>

●令和6年11月～

全スタッフに対して、会社全体の取り組みとして、育児休業法や雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの各種制度を周知し、理解を深めてもらう。

●令和6年11月～

育児休業中、定期的な情報提供と復帰後の働き方についてのヒアリングを行い、社内での復帰後のサポート体制の整備、両立支援の取り組みを強化する。

目標3：子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の周知及び利用促進を図る。(次世代法)

<対策>

●令和6年11月～

子どもを育てる職員が利用できるサービス（保育施設や利用費用等）について引き続き周知し、優先的に利用できるよう環境を整える。

目標4：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進 (次世代法)

<対策>

●令和6年11月～

今までのインターンシップ受け入れ状況について確認する。

●令和7年4月～

大学生等を対象としたインターンシップの積極的な受け入れや、既卒者向けのトライアル雇用の検討に加え、採用機会の確保に繋がる取り組みを推進する。

目標5：子育てに関する相談窓口の設置(次世代法)

<対策>

●令和6年12月～

社内に子育てに関する相談窓口を設置し、専任の担当を配置する。

●令和6年12月～

相談窓口について社内で広く知らせるため、社内掲示板などで告知する。